

国営かんがい排水事業 ぴっぷ地区

事業の概要

本事業は、北海道旭川市、上川郡鷹栖町、同郡比布町及び愛別町の水田3,232haを対象に、安定的な農業用水を確保するため、老朽化等による機能低下が生じている頭首工1ヵ所、用水路L=26.4kmを整備するものである。

事業の目的・必要性

本地区のかんがい用水は、石狩川及びその支流愛別川等を水源としており、石狩川愛別頭首工、石狩川導水路及び愛別川頭首工で取水・導水し、地区内に供給されている。

しかしながら、愛別川頭首工、石狩川導水路等の基幹的な用水施設は、老朽化等による機能低下を生じており、維持管理に多大な労力と費用を費やしている。

このため、本事業は、愛別川頭首工及び用水路の改修を行うとともに、関連事業により支線用水路の改修を行い、用水の安定供給及び維持管理の軽減を図り、農業生産の維持及び農業経営の安定に資するものである。

事業の効率性

効 用（年総効果額）：施設更新による現況施設の機能の維持	1,056百万円
維持管理費の節減	42百万円
営農経費の節減	33百万円
防護柵設置による安全性の確保	10百万円
魚道設置による生態系の保全	3百万円
計	1,144百万円

（費用対便益比の算定）

区 分	算定式	数 値	備 考
総事業費		17,600百万円	
効 用		1,144百万円	
廃用損失額		95百万円	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数		40年	当該事業の耐用年数
還元率×（1＋ 建設利息率）		0.0643	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総便益	= / -	17,692百万円	
費用便益比	= /	1.01	

注1）総便益、総事業費には、関連事業を含む。

注2）百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果と合わない場合がある。

事業の有効性

本事業では、老朽化等による機能低下が著しい用水施設の改修を行うことにより、安定的な農業用水の供給、年間約42百万円相当の維持管理費の節減及び年間10a当たり約1千円相当の営農経費の節減が図られる。

日程・手続

平成14年11月より、土地改良事業計画の概要の公告等の土地改良法に基づく手続きが開始されている。

事業に対する決議

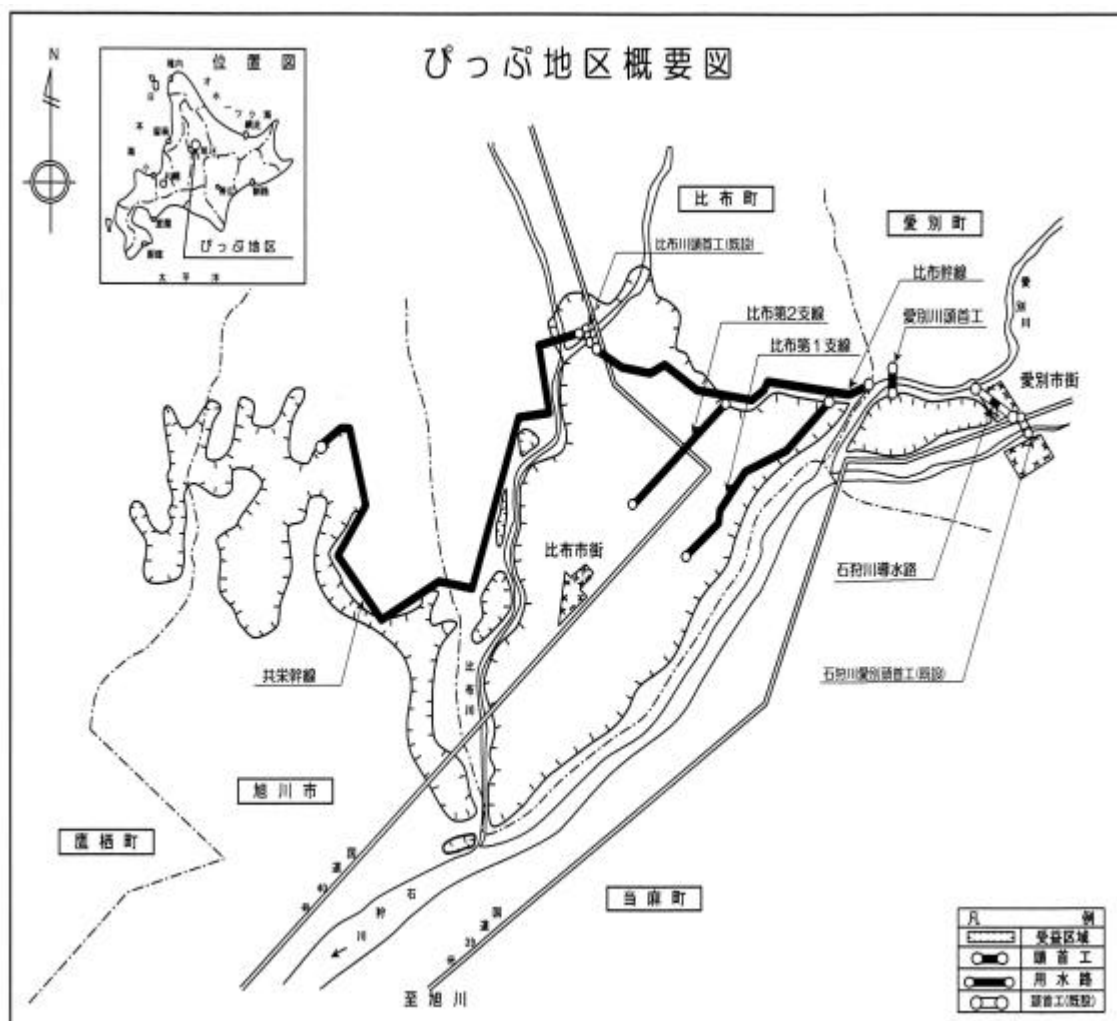
平成14年3月 関係土地改良区で構成される石狩川水系土地改良区連合総代会において平成15年度新規着工要望することを決議。

評価担当部局

北海道開発局

概要図

1. 受益面積	3,232 ha		
2. 受益者数	628人		
3. 主要工事計画	工 種	数 量	事 業 費
	頭 首 工	1箇所	3,420百万円
	用 水 路	26.4 km	11,580百万円
	合 計		15,000百万円
4. 国営総事業費	15,000百万円		



平成 15 年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

（局名：北海道開発局）（地区名：ぴっぷ）

1．必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1．事業の必要性が明確であること。 （必要性）	・農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	☒
2．技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	☒
3．事業の効率性が十分見込まれること。 （効率性）	・当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	☒
4．農家負担の可能性が十分であること。 （公平性）	・当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとはならないこと。	☒
5．環境との調和に配慮していること。	・当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	☒
6．事業の採択要件を満たしていること	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☒

項目を満たしている場合は「○」とする。
項目欄の（ ）には主として考えられる観点を記述している。

平成 15 年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

（局名：北海道開発局）（地区名：ぴっぷ）

2．優先配慮事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1．事業で達成する目標に関する事項 （有効性）	地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。 農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件が整備される。 水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。 老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等が図られる。	☒ ☐ ☐ ☒
2．事業内容や実施体制等に関する事項	事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。 高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策対象地域である。 一般被害等の軽減にも寄与するものである。 地元の事業推進体制が整備されている。 関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。 関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。 関連する他事業との調整が図られている。 施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	☒ ☒ ☒ ☒ ☐ ☒ ☒ ☒ ☒

項目を満たしている場合は「○」とする。
項目欄の（ ）には主として考えられる観点を記述している。